

**総合科学技術会議
第15回生命倫理専門調査会議事概要（案）**

1. 日時 平成14年4月10日（水）13：30～16：30

2. 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3. 出席者

（委員）井村裕夫会長 石井紫郎議員 白川英樹議員

石井美智子委員 位田隆一委員 垣添忠生委員 勝木元也委員

島藺進委員 高久史磨委員 藤本征一郎委員 町野朔委員

南砂委員 鷺田清一委員

（招聘者）甲斐克則 広島大学法学部教授

（事務局）山崎参事官 他

4. 議題

(1) ヒト受精胚の取扱いの在り方について

有識者ヒアリング

甲斐克則 広島大学法学部教授

(2) その他

5. 配付資料

資料1 有識者ヒアリング（甲斐克則先生 説明資料）

資料2－1 京都大学再生医科学研究所の樹立計画に関する専門委員会における検討のまとめ

資料2－2 輸入ES細胞に関する検討のまとめ

資料3 Statement by H.E. Mr. Yoshiyuki Motomura Chargé D'affaires A.I. of Japan at the Ad Hoc Committee on the Convention against Reproductive Cloning of Human Beings (国連アドホック委員会における日本国ステートメント)

資料4 ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方について

資料5 各委員からの意見

6. 議事概要

(井村会長) それでは、ただいまから総合科学技術会議第15回生命倫理専門調査会を開催いたします。本日は、有識者として広島大学法学部の甲斐克則教授を招聘して、これからご意見をお伺いすることにしたと考えております。また、これまでの専門調査会や事務局で行ったヒアリングを踏まえて、今後どういう議論をするべきかという論点整理もしたいと思います。また、前回の専門調査会で島菌委員から意見がありました文科省におけるES細胞の樹立計画や使用計画の審査の結果、あるいは人クローン個体の生成を禁止する国際条約に関するアドホック委員会のステートメントにつきましても、質疑応答の時間をとりたいと考えております。

それでは、まず資料の確認を山崎参事官からお願いいたします。

(事務局より資料の確認)

(井村会長) 会議を始める前に、先週、クローン人間に関する報道がありました。これは、イタリアの例の有名なアンティノリという医師が、講演でクローン人間の赤ちゃんが妊娠8週を迎えていると言ったということです。ただ、事実がよくわからないわけでありまして。これにつきまして事務局で少し調べてもらいましたので、それについて報告をしていたきたいと思います。山崎参事官からお願いします。

(山崎参事官) 4月6日土曜日に新聞の各紙で、イタリアのアンティノリ医師がクローン人間が妊娠8週を迎えていると発表した旨が報道されました。これにつきまして事実関係を外交ルートを通じて直ちに調査を開始しましたが、現在、この件につきましてその真偽を含めて確定的な情報、ご披露できるものについては限られています。調査につきましては引き続き続行してまして、ご報告すべきものがあればまたご報告したいと思っております。いずれにいたしましても、我が国のスタンスは、人クローン個体の生成は決して認められるものではないという考え方は揺るがないわけでありまして、法律でもクローン個体の生成を禁止しています。現在、国際連合で国際条約策定に向けて検討が行われていますので、我が国としても積極的に対応していく必要があると考えています。

(井村会長) 以上のようなことで、真偽、まだ定かならずという状況であります。ご承知の

ように、動物でもクローン個体の作製は非常に難しく、失敗するのがはるかに多いわけですから、そう簡単に成功するとはちょっと思えないところもあります。そういうことで、この報道が真実かどうか、もう少し確認したいと考えております。

それでは、本日の主要な議題、「ヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方について」であります。今日は甲斐先生においでいただきました。先生は刑法、医事法の専門家でありまして、本日はそういったご専門の立場から、ヒト受精胚の問題についてこれからお話をいただくことになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

(甲斐先生)「ヒト受精胚の取扱いと刑法」というタイトルで30分ほどお話をさせていただきます。レジュメの1番、2番というのは、私がこれまで研究してきた基本的スタンスというものを書いております。きょう先生方に話させていただくのは3番であります。

生殖医療は、不妊に悩むカップルに恩恵をもたらしている反面、一たびその技術の濫用があると、直接当事者のみならず次世代以降あるいは社会全体に重大な影響を及ぼし得る、そういう社会的側面もあわせ持っています。従いまして、オーストラリアのビクトリア州を筆頭にイギリス、ドイツ、フランス等々多くの国で、生殖医療技術の予想される一定の濫用に対して法的枠組みを設けたことの意義は大きいと思います。日本でもヒト・クローン技術等規制法ができましたが、生殖医療という観点から見ますと、日本産科婦人科学会の会告という自主規制に依拠しているというのが現状です。既成事実が積み重ねられる前に、一定の強制力を持った法的枠組みを設けるべき時期に来ているのではないかという気がいたします。現在、各省庁を中心に立法化の動きが加速しているのは妥当と考えております。そのためには、前提として、特にヒト受精胚の法的地位を確立する必要がある、少なくとも不当な取扱いに対して法的規制を加える方向を模索すべきであると考えております。とりわけ昨今、代理出産、ヒト・クローン技術、さらにはES細胞をめぐる問題が具体化しておりまして、既成事実の追認だけでは済まされない事態も起きつつあります。ヒト受精胚の取扱いと刑法との関係を以下お話しして、刑法が果たす役割を考えてみたいと思います。

生殖医療技術に対する法的規制に関しては、生殖医療技術を罪惡視して全面的に禁止するのではなく、一方で生殖医療の適正利用を保障し、他方で濫用に対しては規制を加える、こういう基本的姿勢で臨むべきだと考えております。そして、法的規制を加える場合、3つの重要な視点があると考えられます。第1に、リプロダクティブ・ヘルスというようなことも言われておりますが、何よりも侵襲を受ける当該女性の健康状態ないし心理状態に最大の関心を払うべきであるということです。第2に、生殖医療が家族

関係にも大きな影響を及ぼすことから、とりわけ生まれてくる子供の福祉について十分な配慮をすべきだということです。この点の配慮が日本ではまだ十分なされていないような気がいたします。第3に、ヒト受精胚の不当な取扱いをめぐる犯罪的な行為や、商業主義的濫用あるいは優生学の積極的濫用の社会的有害性に留意することです。以上の3つを基本的視点にして法的枠組みを考えるべきであると思います。

規制といいましても様々なものがあるわけで、自主規制も一つの方法であります。これがうまく機能すれば本来法は要らないと考えていますが、諸外国の例を見ても、それだけではうまくいってはおられません。日本でもそうであろうと思います。自主規制が社会に対して責任を貫徹し得るほどに強固なものになるためには、医プロフェッションの強力な自律意識と責任意識が必要ですし、しかも社会がそれに対して相当な信頼を置いているという前提がなければならないと思います。先端医療、とりわけ生殖医療技術をめぐる諸問題につきましても、その母国ともいべきイギリス、ドイツですら自主規制の限界を超えて法律をつくったわけです。日本でも、その前提自体になお疑問があることを考えますと、一定の問題については既存の法律との整合性を考えながら、新たに強制力を持った法的規制を考えざるを得ないと思います。適切な法律ができれば、国民、患者、良心的な医師・医療関係者も救われると考えております。その際、既存の法律との整合性を考えるわけですが、まずは家族法的観点からの整備、これによって事前に生殖医療技術の適用範囲を限定するという方向で、つまり親子関係を含めて民事規制を考えるべきだと思います。次いで一定の認可制と行政制裁を伴う行政規制というものを考えて、そして最後に刑事規制を出す。このように、内容に応じて段階的な規制を考えるべきだと思います。刑法が前面に出過ぎると妥当でないと思います。

その中で様々な規制モデルが考えられます。アメリカは、法規制は直接やらず事例ごとに裁判で解決していきます。これはアメリカモデルと言えましょう。しかし、これは後手後手に回ってしまう懸念があります。かといって、ドイツ胚保護法のように特別刑法をつくって強力な法規制を前面に出すと、かえって司法に医療が依存してしまう傾向が強まります。そうすると、研究者の自己規制意識ないしは自律意識が弱まることになりかねないと思います。したがって、私はドイツモデルも妥当でないように思います。そこで、イギリスのヒトの受精と胎生学に関する法律のように、基本的に認可制にして、行政規制を中心に考えて、著しい濫用に対してのみ刑事規制を加える、こういうイギリスモデルが日本でも妥当するのではないかと考えております。もちろん、日本独自のものもこれに組み入れて考える必要があろうかと思えます。ただ、イギリスでは、立法化

作業の進行の妨げになるという理由から、このレポート以降、ヒト受精胚の法的地位については明文化を避けました。これが良いか悪いか、今日の一つの問題だろうと思います。また、フランスでも、94年に人体の不可侵性・不可譲性といった基本原則のもとに、人の生死に関する諸問題をかなり網羅的・包括的に取り込んだ、いわゆる生命倫理三法が成立しております。これは、人権を公共的な観点からとらえるもので、公共政策モデルとも呼ばれております。ここでは、一応フランスモデルと呼んでおきますが、これが一番理想的だろうと思います。しかし、これは相当時間をかけて徹底してやったわけで、日本で立法作業に入る場合にそこまでやるのは、かなり難しだろうという気がします。個人的にはイギリスモデルに近いものが良からうと思います。既にヒト・クローン規制法ができておりますが、今後それ以外の分野でどういうものを考えるかといったとき、イギリスモデルは参考になるだろうと思います。

以上のような基本的な前提のもとに、ヒト受精胚の取扱いと刑法について何が問題で、どういう議論があるかということをお話ししたいと思います。実はこの問題は刑法学者の間では、それほど十分煮詰められて議論されているわけではありません。ドイツは、特別刑法をつくるということがありましたから、刑法学者が積極的に関与して、議論もかなり深まっていったわけですが、日本では、諸外国のそういった法をフォローするという研究スタンスが主流でした。日本で実際に刑事規制する場合、どういう構成要件をつかって、どう規制をやるかという点については刑法学会でも若干やり、議論は出ましたが、それ以上の深化というか、深まりが全体としてはまだない状況であります。しかし、それでいながらある程度方向性は出ているような気もいたします。

まず、「ヒト受精胚の法的地位」をめぐる議論については、4つに分けて、整理してみたいと思います。1つは、モノとして位置づける立場です。神戸学院の石原教授がかなり前に、現行法上、体外受精卵の棄損について対応できないとすれば器物損壊罪でもやむを得ないという意見を出されて、これがいつまでも引用されているわけです。ご本人に日本刑法学会のワークショップのときにお聞きしたら、「あれはあのときの状況なので、やむを得ない選択だった」とのことをおっしゃっておりまして、今も維持されているかというのは、ご本人も含めて疑問でありますし、刑法学会ではもちろん批判が多いわけであります。恐らく財産と同様の器物扱いには抵抗があるでしょう。

2つ目は、ヒトとして位置づけ、かつ人格権を認めるというものです。つまり、受精段階から人格権は始まるという立場です。これは、日本ではそれほど強烈に言われているわけではなくて、むしろドイツの刑法学者、特にロルフ・ケラーはそういう立場であります。ドイツ基本法には、人間の尊厳という条項も、平等条項もあります。生命の平等性

という観点からいくと、ヒト受精胚という段階から胎児、生まれて後の人間、その3つの段階を生命として分けていくのはよろしくない、全部人格としてつながっているという見方が一番強力な考えです。かつてドイツの連邦憲法裁判所が妊娠中絶に関する刑法の規定の違憲判決を下すとき、これは中絶でしたから胎児を対象にした議論でしたが、妊娠12週の前と後で区別するのは平等条項に反するということを言ったことがあります。これを初期胚といいますか、ヒト受精胚にまで及ぼそうという考えが一つあるわけです。しかし、日本では胎児でさえ人格権というのがまだまだ確立していない部分があるわけで、ましてやそのもっと前の段階のヒト受精胚にこれを及ぼそうというのは無理ではなかろうか、憲法学者の議論でもそういう意見が多いようです。

そこで、3番目は、胚をヒトとして位置づけ、人格権に準じるような扱いができるのではないかとする立場です。これは微妙な表現で、生きている人間は人格権があるということとは認めるとしても、その前段階の胎児でさえ、せいぜい日本では相続について認めるとか、その人格権はかなり限定されています。しかし、胎児も近々人になるし、ヒト受精胚も、うまく着床していけば人になる、そういう潜在的な生命体であります。したがって、人格に近いものを認めないとモノとの区別がつかないではないか、こういう議論です。例えば、死体であっても、死んだ後すぐモノと一緒にいるかという、そうではないと思います。死体損壊罪の規定が器物損壊と別途規定されているのと同様に、生まれる前あるいは妊娠以前のヒト受精胚の段階でも、それに似たような関係を認めることができるのか、これは金沢文雄先生の御立場であります。ただし、現行法では無理があるので、立法化せよということになるわけであります。

それから、4番目は、人格権というのを振り回してもらっては困るという立場です。これは憲法学者の高井教授がそういう意見ですけれども、人格権は無理だろう、かといってモノとは違うので、潜在的なヒトという点は認めざるを得ないわけで、モノとは違う位置づけを与えるべきだ、したがって何らかの法的保護を与えるべきであるという立場です。何人かの憲法学者、あるいは刑法学者では吉田敏雄教授なんかがそういう立場をいっておられます。比較法的に見ると、イギリスのウォーノック委員会のレポートも、これに近いという気がいたします。もう一つあえて挙げれば、秋葉悦子助教授が言っておられる人間の尊厳という観点から受精胚を位置づけるべきではないか、という見解があります。

いずれにしても、いわゆる通説というものがあるわけではありません。ただ、受精胚がモノとは違う、ヒトとして保護すべきである、この点はかなり了解を得ているといえると思います。しかし、それをどのような段階に位置づけるべきかというのは争いがあるという

状況です。

次に、以上のことを前提とした上で、濫用行為があった場合に刑法はどういうものを規制すればよいか、要するに犯罪化の問題があります。1番目は、破損行為です。これについては、大方の了解を得ているものと思われます。保護に値するものを破壊するのだから、これに対しては立法措置を図ったらどうかという意見が、少なくとも文献では多いです。刑法学者以外でも、石井美智子教授もそういうことを早くから言われておりますし、私なんかも、これは構成要件をつくって保護すべきであると考えております。隠匿行為も恐らく同様であろうと思います。ただ、先ほど挙げた秋葉助教授は、破損行為は堕胎罪の可能性を探る方向もあるのではないかと問題提起をつい最近されました。しかし、金沢教授がご指摘のように、現行法では解釈論としてはちょっと無理ではないかと思います。2番目に、売買行為・斡旋行為があります。これについても大方の人は、コマーシャルイズムの典型ともいべきヒト受精胚の売買については規制すべきである、刑事規制でもやむなし、というふうに考えているのではないかと推測しております。3番目に、過度な実験行為あるいは生命操作です。これは既にヒト・クローン技術等規制法ができたので、一定部分は刑事規制の対象にもなっております。4番目は専断的移植というもので、女性の了解を得ずに勝手にヒト受精胚を移植してしまったという場合です。これは当然ながら違法であることは間違いありません。ただ、犯罪とすべきかどうかについては、それほど深く多くの人が言及しているわけではありませんから、何ともいえませんが、犯罪性があるだろうという気はします。5番目は認可手続です。これはどういう立法形態をとるかによって変わってきます。総合研究開発機構、川井建先生代表のチームが公表した「生命倫理法試案」では、生命倫理委員会を置いて、その認可を得てやるべし、と提案をされております。私は基本的にその方向が適切だと思っております。そういう立場を認める人であれば、認可手続の著しい違反に対しては、一定程度犯罪行為として認めざるを得ないものがあります。しかし、いずれの場合でも、刑法でいう故意犯に限定すべきだと思います。胎児傷害でさえ、刑法学会ではむしろ否定的な見解が強い中で、そのもっと前段階のヒト受精胚に対して過失で損傷を与えて、生まれてから損傷を持った場合、刑法で処罰するというのは、ちょっと行き過ぎかなという気がいたします。

以上のべたような5つの行為が典型的な犯罪行為として予測されますが、刑法典に組み込むべきか、特別刑法に組み込むべきかという選択肢が考えられます。私はイギリスモデルが良いと考えていますから、特別法をつくるべきで、その特別法も、ドイツのように特別刑法という刑法がぎらぎらと前に出過ぎるようなものは妥当でないと思いま

す。ドイツでは、特別刑法として胚保護法をつくって、適用された例は一回もありません。しかし、がちがちに刑法で固めているので、医療現場なり研究者の側からは、できた直後から不満がありました。最近、そういう規制のあり方に対して、法改正の議論がドイツでも出ておりまして、ドイツの代表的な学者であるアルビン・エーザー教授も、一部改正せざるを得ないのではないかと認めております。これについては、『現代刑事法』という雑誌の昨年12月号の「比較法的観点から見たバイオテクノロジーの進歩の法的諸問題ードイツ胚保護法をめぐる改正論議ー」(甲斐克則訳)に詳しく書いてあります。ドイツでも、治療的クローンについては認めてくれという主張もかなり強いし、改正論議の行方が待たれるわけです。ドイツでは、最近、胚保護ということだけを考えるより、生殖医療法のような法律に改正した方が良いのではないかという議論もあるようです。日本でもヒト・クローン技術等規制法という特別法ができましたが、全体として考えるのであれば、生殖医療法の中で先ほど述べた規制対象の行為を考えていった方が良いのではないかと思います。刑法典に入りますと、改正というのはかなり大きな負担になって、なかなか変えにくいということがあります。これに対して、特別法や行政法にしておけば、見直すにしても対応がしやすいというメリットがあると思います。先ほど取り上げた生命倫理法試案も、そのようなスタイルになっているようで、私もその方向が良いのではないかと評価しております。

それから次に、自己決定権の限界についてです。ヒト受精胚を自分に属するものだから、どう処分しても自由ではないかという議論が一方であり得るわけです。通常の生殖医療、要するに適正利用にかかわる範囲であれば、自己決定権は重要であるし、一定程度認めてよいと思います。しかし、これを万能視して、どのように利用してもよいと言えないだろうと考えております。こここのところは、デザイナーベビーの問題でもよく議論されます。「私はクローン技術で産みたい、それは自己決定権である、何で禁止するのか」といった場合、そういうレベルで自己決定権を使ってよいかというと、生殖医療とそれ以上の医療サービスあるいは医療サービス以上のものを含む場合には自己決定権は及ばないと考えております。もちろん、これには議論がありまして、何が侵害されるのかという刑法の根本問題に突き当たるわけであります。これも、本来の私的事柄とパブリックなものに分けて、パブリックなもの、あるいは人間の尊厳、すなわち人間の根底に共通に関わるものについては個人の自己決定権が及ばない、と線引きしておく必要があると考えます。

次に、ヒト受精胚の研究利用とその限界をめぐる議論があります。医学者、科学者のサイドには、法律ができれば、それ自体で何も研究できなくなるのではないかという不

安があります。ドイツでは、そういう状況があつて、かなり遅れたという報告もあるくらいです。研究の自由・科学の進歩との兼ね合いを考えなくてはなりません。憲法23条は、研究の自由、学問の自由を保障しております。したがって、通常の人体を用いた研究であっても、適正な研究であれば、一定のルールを設けてやっているわけですから、ヒト受精胚に対して、これをすべて禁止せよと言うことはできないだろうと思います。したがって、人類の福祉に通じるものについては、少なくとも全面禁止はできないと言えると思います。そうかといって、研究の自由は無制限かという、おのずとそこに内在的限界もあるでしょう。この線引きは大変難しいわけで、簡単に論じ尽くすことはできません。今まで人体実験なり臨床試験をめぐる法的・倫理的議論がありましたし、今もやっております。私は、それがある程度参考になると考えております。そこでは、プロトコルをつくって、倫理委員会にかけて一定の枠組みを示して、許容しています。それに比肩し得るようなルールをつくっていけば、ヒト受精胚の研究利用についてもある程度ルールができるものと考えております。私個人は、メディカル・デュープロセスみたいなものを考えておまして、適正手続にのっとってやるべきであると考えています。先ほど引き合いに出しました「生命倫理法試案」の中でも、生命倫理委員会を経てやるべきだということを言っておりますが、これは私の考えに近いと感じています。つまり、だれにもわからないように突然やるのではなくて、プライバシーに配慮しつつ、情報開示すべきは開示し、きちんとルールにのっとってやれば、一定程度は認められと思います。それでも認められないものは、恐らく認められないであろうと思われ、線引きができると考えております。

次に、余剰胚の扱いの問題があります。朝日新聞の昨年10月24日付の記事に調査結果が載っていました。全国の347施設を対象にアンケートして、237施設から回答があり、年間5,000個の余剰胚の処理に困っていると報告がされております。余らざるを得ないから凍結保存を永久にやるかという、そうもいきません。そうすると、この扱いもルールを決めておかないと、どこかに捨ててしまうということから、濫用が行われることもあり得るわけです。これについてのルール作りもぜひ考えていただきたいと思います。

最後に、法規制の実効性という難しい問題が実はあるわけでありです。これは堕胎罪の問題とも大いに関係するわけです。ご承知のとおり、刑法典の中に堕胎罪の規定がありますが、母体保護法14条がそれを許容する根拠規定になるわけです。しかしながら、年間かなりの中絶数がありますが、実際堕胎罪で起訴された数はかなり限られています。そうすると、刑事規制でそれ以前の生命体であるヒト受精胚を規制しても、実

効性があるかどうかは、もっと疑わしいと思われます。単なるシンボリックなものとしてつくろうということではないと思いますが、さればといって放置もできません。刑法論議をやっていけばいくほど、そういうジレンマが出てくるわけであります。あるいは、胎児傷害をめぐる議論も、「裁判所の見解は罪刑法定主義違反である、新しい立法を作る必要がある」と言いながら、かなり時が経ちますが、どういう立法が良いかという案は十分煮詰められていません。しかし、今回のヒト受精胚をめぐる議論では、国を挙げて規制の問題に取り組んでいるので、何らかの立法ができることを期待しております。胎児の傷害についても、「このような規定がよろしい」という方向が、この際一緒に議論できれば良いと思っています。

中絶については、国によって随分違うわけで、『ジュリスト』の4月1日号と15日号に、アルビン・エーザー教授とハンス・ゲルコッホの助手の「人工妊娠中絶の国際的比較」を訳出しましたが(甲斐克則＝松尾智子訳)、そこに世界各国の比較とデータが載っております。そこで、エーザー先生も、どういう規制が良いか、中絶自身にもなお課題が残っている、ましてやヒト受精胚についても似た問題が起きるであろう、と言っています。これは、国際レベルで、国際法的な観点からも考えていくべき問題と思っております。刑法では、まだ議論が煮詰まっていないところもありますし、今後もう少し掘り下げていきたいと考えております。

以上、論点の整理と問題提起という形でご報告させていただきました。

(井村会長) 甲斐先生、ありがとうございます。ご自身の考えも入れながら、刑法の立場から見たヒト受精胚の問題について大変わかりやすくご説明いただいたと思います。質疑あるいは意見の交換をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

(高久委員) ドイツの胚保護法について最近見直しの動きがあるという話をなされました。フランスの生命倫理三法については、今のところ見直すという動きがありますか。

(甲斐先生) フランスについては、詳細にフォローしていないので何とも言えません。これは石井先生の方が詳しいのではないのでしょうか。

(石井委員) 私もよくわかりません。前回のシェンフィールド先生は、大統領選が終わらないとだめなのではないかと話されたように記憶しています。

(位田委員)フランスの生命倫理法ができ上がってから5年たちましたので、『生命倫理法5年後』という題名で、行政裁判所の系統のコンセイユ・デタ(日本語では国務院と訳すのでしょうか)が、大きなレポートを出しています。ただ、議会の方は、改正しようという動きと、いや、するべきではないという動きが対立しているようです。

(井村会長)昨年、フランスの科学大臣に会ったときは、政府としては治療クローニングまで含めた改正を考えているとのことでした。あそこは大統領府と政府は党が違うのですね。そのために大統領府のところでストップになってしまって、大統領選挙が済まないで全然動かない状況だということを聞きました。

(町野委員)ヒト胚保護のためには何らかの立法が必要であるというお立場は理解いたしました。しかし、そのための立法の方法として、ドイツのようにヒト胚保護法によるのではなくて、生殖医療法によるべきだと言われることとの接合点が、いま一つ理解できないところがあります。もしヒト胚の保護をすべきならば正面からすべきなのであって、生殖医療技術の側面だけで保護するというのは不徹底ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

(甲斐先生)おっしゃる通りであります。ヒト・クローン技術等規制法も、クローンだけにターゲットを絞ってつくったので、意外と早くできたともいえるわけで、あれに倣ってヒト受精胚もそのようにやったらどうかと思います。ただ、特別刑法という形であれ、刑法が前面に出てしまうので、その中にいろんなファクターが入ってくると思います。実験的なものとか、研究利用とか、あるいは医療現場で使うようなものとか、いろんなものが入ってくると、結局、トータルに生殖医療全体の中で考えていかないと、あちこちにひずみが行くのではないかという懸念があります。そのため、生殖医療全体の中で位置づけて、その周辺も整備してやったらどうかと考えています。しかし、おっしゃる通りの方が、良いのではないかとともに思います。実は、エーザー先生が、ドイツ胚保護法をつくってはみたが、生殖医療法の方が包括的で良いので、そういうふうに変更されるのではないかということをおっしゃっているのを聞きまして、「そうかな」という気がしている次第です。

(石井議員)今の問題に関連しますが、例えば生殖医療の外側で研究用に胚をつくり出すという行為は、先生のお考えですと生殖医療法の枠の中でレギュレートするという

ことになりますか。それからもう一つ、隣接する問題として、隠匿行為は犯罪的な行為であるということでしたが、隠匿行為というものの概念をお伺いしたい。卵を勝手に受精させて受精胚をつくって、隠しておくことが隠匿行為か、あるいは医療の枠内で行われたものであっても、必ずしも数を正確に報告しないで隠匿余剰胚をつくるとか、そういうことまでここでは隠匿行為と考えていらっしゃるのか、それとも人がつくったものをどこかへ隠すことだけを考えておられるのか。その辺、関連するのでお伺いしたい。

(甲斐先生)まず第1点であります、生殖医療法にした場合、生殖医療から超える分については生殖医療ではないので、どうやって規制するのが「みそ」であります。基本的スタンスのところでお話ししましたように、適正な生殖医療技術の利用を一方で保障しつつ、「枠はここまでですよ」という保障を与えるような中身があります。しかし、「そこから漏れるのはこういう行為です」ということもあわせて明示して、「これはこの法律でいう生殖医療技術あるいは生殖医療行為ではありません、したがって禁止します」ということをセットで明示した方が、国民はわかりやすいのではないかと考えています。つまり、医学者から「これは医療です」と言われますと、国民は「ああ、そうかな」と思ったりします。したがって、そここのところは、同じ法律の中で、「ここまではルーチン化してもいいような適正な生殖医療です、これについてはまだまだ実験段階の医学研究レベルのものです、しかしそれを超えるものについてはいずれでもありません、それは禁止行為です」という形で示していった方が良いのではないかと個人的には考えています。

2番目の隠匿行為については、破損は明確です。自分に属するものがなくなるといった場合、生きている人であれば誘拐罪というかなり重い罪になるわけです。そうすると、本人が知らない間に持ち去られる、あるいは関係者が知らない間に持ち去られる、隠匿される、これは破壊行為と実質的には等しいようなところがありますので、同列に扱うことができると思います。つまり、そのヒト受精胚がいつ、どこに、これだけあるということをつつも、きちんと把握しておく。それを許可なしにどこかへ持ち去る行為、これは認められない、そういう行為を隠匿行為として扱うべきではなかろうかと考えています。

(石井議員)私が伺ったのは、生殖医療機関がきっちり把握しているけれども、実は世の中には余剰胚ありとは言われない、公表されないというケースを仮に想定した場合、それは隠匿になるのでしょうかということです。例えば、幾つ卵をとったか、その卵が幾つ受精に成功したかということは、それに携わっていらっしゃる方でないとなかなかわ

かりにくいということがあるわけですね。その立場をもし悪用して、女性に対しては「7つできました」と言っておいて、10できている差の3つはこっちへ流しちゃうとしたら、それは隠匿になるのでしょうか、保護法益としては違うというお考えでしょうか。

(町野委員) 刑法の条文では毀棄と隠匿とは同じように処罰されていますから、甲斐先生がお考えの隠匿というのは、人が使えなくするようなところに隠すものに限られます。石井(紫)先生が言われている観点は、受精胚が濫用される可能性がある、もしかしたらクローンが作られることもあり得る、そのためには国がそれを把握しておく必要があるであろう、国に対する届け出を怠ることも隠匿にすべきであるということだと思います。

(石井議員) 女性に対してインフォームド・コンセントをとる対象から外れるわけですね。その意味で、女性から隠匿するという保護法益もあるのではないか、ということです。

(甲斐先生) 厳密には、そこまであり得るかもしれません。刑法からいくと、隠匿は、町野先生がおっしゃった形に限定して、医療関係者が独自にそういうことをやった場合には、届け出義務違反とか手続違反、そちらの方でやるほかないでしょう。

(鷲田委員) ヒトとモノというのは法学の立場では一体どういう区別なのかをお教えいただきたい。私たちが会議の中で問題にしていますのは、もちろんヒト受精胚の取扱いについてですが、これには倫理的な問題という大きい背景があります。細胞培養、皮膚の移植の問題、堕胎、死体の利用等、そういうことまで含めて人の体をどのように研究に、あるいは臨床の場面で利用してよいか、という倫理的な問題を背景として、私たちはヒト受精胚の問題を考えていく必要があります。「人の生命の萌芽」という言い方をこれまで私たちはしてきましたが、それは先生のおっしゃる純然たる物件でもないし、純然たる人格でもありません。単なるモノではないし、ヒトそのものでもないという存在の地位をどうお考えでしょうか。ヒトとモノが概念的にどう区別され、その上でそれぞれの概念規定からどのようにヒト受精胚が異なるのかということをはっきりさせる必要があると思います。モノとヒトの区分について第一段階として伺いましたと思います。

(甲斐先生) 現行法というのは、刑法にせよ民法にせよ、想定しているのは「ヒトかモノか」、ずっとその2つの分類で来ました。刑法も民法もそういうことで、民法であれば財産と人が中心でして、金銭も、モノに入れます。刑法でも財産罪という名前があるとおり、

それ以外のものについては、少なくとも個人の法益につきましては、財産か、生命もしくは身体、そして自由、それらのいずれかに還元しなければいけないことになっています。しかし還元できないようなものもあります。臓器移植のところでも、「摘出された臓器は一体何であるか」という議論もされました。身体にくっついている間は当然身体と呼びますが、摘出されたら即モノになるかという、モノでもない、そういう問題がたくさん出てきたわけです。配偶子、精子、卵子もなんかも同様です。今までの法体系が予想していないものがかかなりありますが、ヒト受精胚はその典型だと思います。ヒト受精胚は、生きた人間あるいは胎児そのものではないが、それに近いものに位置づけることができる、そういう存在です。配偶子は、受精卵まで行っていない、さればといって単なるモノかという、どうもそうではないのです。そういうものの位置づけは、今まで法学界では十分やっていなかった、それをやらなければいけない、それが立法の課題だと思っています。

現在、動物に関してもヨーロッパで結構議論があって、動物保護法があちこちでできています。刑法では、飼い犬を殺したら器物損壊罪(刑法261条)が適用されます。本当に動物をモノとしてよいのかという、感情的にはどこか抵抗感があります。日本の法律はそういう独自のものをまだ持っていませんが、ヨーロッパではできつつあります。そういうことを考えますと、今までの近代法では、あえて2つに分けてきたけれども、どうも第3の範疇というものがあるのではないかと思います。ヒト受精胚の問題あるいは身体の各種利用という議論が出てきていますから、トータルに議論して位置づける必要があると個人的には思っています。

(鷲田委員)これまでのヒアリング中で、人の生命の萌芽としてのヒト受精胚の取扱いについて極めて慎重でなければならない一番主たる理由として、常に人格の尊厳ということが言われてきました。しかも、人格の尊厳だけでは不十分ではないかという意見も随分寄せられました。それは人格か物件かという二分法で捉えられない存在だからという理由も一つあるように思います。そのときに、今おっしゃった従来のヒトとモノあるいは人格と物件を区別するときの概念的な基準というのは、どう規定できるのでしょうか？例えばフランスの生命倫理法では不可侵性とか不可譲性というのが挙げてあります。モノには、他人に譲り渡せない、何かと交換できないことや、あるいはディスポニブルというのでしょうか、要するに可処分、その所有者が自由に処分してよいとか、そういう概念規定が仮にできるとするならば、フランスの法にあるように、人格の方は他人に譲り渡せないものであるとか、あるいはそれを持っている者が自分のものだからといっ

て自由に処分できないことであるとか、そのように反証的に規定できるものでしょうか。

(甲斐先生)これは根本問題で、そう簡単には答えられない問題だろうと思います。生命について処分できないということは、刑法でも同意殺人や自殺関与も202条に犯罪規定があるわけです。しかし、身体については、全く処分してはならないということにはなりません。同意を得て、「指先を切ってくれ」と言って切っても、すべて犯罪だという立場はむしろ少ないわけです。その利用、処分、あるいは交換をどういう次元で考えるかということです。ましてや、ヒト受精卵にせよ配偶子にせよ、あるいは臓器でも、身体から離れてしまったものに対して、どういう根拠で不可処分性を与えるか、理由づけは相当難しいと思います。臓器売買なんかでよく議論されますが、「自分の一部なのになぜ売ってはいけないのか」という議論があります。臓器移植法では禁止されていますが、根拠を詰めていきますと、例えば「腎臓は2つあるから1つだけあればよい、だから1つは要らない」と言えるか、という問題が出てきます。感情では「何となくいけない」とわかっていても、「法的になぜいけないか」となると、難しい点があります。この場合、民法では公序良俗をすぐ引き合いに出しますが、公序良俗違反と言わしめている根拠は何かということを探っていくと、モノでもない、人格そのものでもないという点に突き当たります。したがって、先ほどのフランスのような形で議論がもし煮詰まれば、何らかの位置づけをして、こういう場合には何が何でも交換も、処分もできないというルールがつくれるのではないかと考えています。

(鷺田委員)受精卵から新生児に至るまで連続的な過程としてありながら、しかし単に新生児あるいは何ヵ月以降の胎児を体を持った人格として認め、それ以前のものは人の生命の萌芽という形で区別しようとするとき、一体私たちはどういう根拠をそこに見出せるかということがこの議論に関わってくると思います。そのときに、体の問題と胚の問題というのは似ているあいまいさがあります。例えば私の指を切ってなくなったところで、私が私でなくなるわけじゃありません。しかし、指がなくなるというのは、私にとってはどうでもいいことではなく、私の存在には指一本でも深くかかわることがあるわけです。私という人格ではないけれども、私の一部であるというあいまいな言い方しかできないものかもしれません。そうすると、胚の問題も、人ではないけれども、人になる可能性があるものとして、モノではないという形であいまいに規定せざるを得ないわけです。一方、胚の場合は、潜在的な可能性というか、いずれ人になるものという意味で、まだ人ではないが、人に準ずるものです。体の方は、潜在的な可能性ではない別のあいまいさだ

と思います。胚の場合と人の場合をどう考えるかということは、例えば今日のご報告の「濫用行為の犯罪化」というところも、破損行為や売買行為は、濫用すれば倫理にもとるのではなくて、受精胚というものを準人格的に考えれば、破損すること自体あるいは売買すること自体がもう既に倫理にもとるということになってしまうわけです。ここは、法学的に非常に難しいと言われましたが、哲学的にもすごく難しいのです。ヒト受精胚の法的地位と言うとき、このことが最後は問題になってくるのではないかと思います。

(勝木委員) 違う問題ですが、レジュメに「生殖医療技術に対する法的規制の基本的視点とモデル」というのがありますけれども、私、生殖医療というものを定義することが大変難しいというふうに思っています。私は、体外受精は医療ではないのではないかと思います。結果として子供が授かるということは、原因となるものに対する治療をしているのではなくて、バイパスしてそれをつくるということですから、全く便宜的なものであると思います。そうだとしますと、生殖医療というものを法律上、どのように定義できるのかという疑問があります。もう一つは、レジュメに「医プロフェッションの強力な自律意識と責任意識があり、しかも社会がそれに対して相当な信頼を置いているという前提がなければならない」と書いてありますが、私も自己規制がこういう問題については最もふさわしいことだと思っています。そのときに、諸外国のようなお医者さんのギルドがあって、自己規制を逸脱した場合にはギルドから排除されて、結果として医師免許を失うという自己規制が十分機能するシステムがある、そういう出発点から自己規制を考えていくのと、日本のような全くそういう体系がないところで考える場合とはすっかり違うと思います。生殖医療を考えた場合には、そういう背景があるかないかによっても違うでしょうし、日本で生殖医療に関する枠組みをつくるということを議論する場合、法律的な観点からどういう議論をすればよろしいのか、お尋ねしたいと思います。

(甲斐先生) 第1点ですが、生殖補助医療の定義というのは大変難しいということでありました。そこに疾患があって、これに対して治療する、これを技術的にサポートして行う、ここまでが生殖補助医療に入ると思います。私は、体外受精までは医療でよいのではないかと思います。代理出産になるとこれを超えていると思います。これはむしろ医療というより、メディカル・サービスの一環として行なうサービスの範疇であると考えています。個体を産出するヒト・クローンに対しては、イタリアのこの前の報道では、生殖医療の一環として行うということを読んでいた記事を読みましたが、あれは枠をもっと超えるものと思っています。つまり、自然界において行われることを人為的にサポート

する範囲が生殖補助医療の範囲で、それを超えると次元が変わってくる、クローンはその典型、こういうふうに考えています。したがって、生殖医療の定義は、その観点で絞っていけばある程度絞れると考えられます。「代理出産だって生殖医療だ」と言う人もおられますが、議論していけば、おのずとそこは線引きができると考えています。

2番目のご質問の自主規制に関しては、ドイツのように、医師という職業集団に組み込まれたら、「違反すれば即資格停止」というのが本来ならば理想だろうと思います。現状で、日本をドイツと同等に扱うことは、できないだろうと思います。そういう強力な職業法規制がなくてもやるのが本来の自主規制かもしれませんが、実際はドイツだって法的な裏づけがあって医師団を形成しているわけです。しかし、日本ではそれがないので、例えば生殖医療も、ある学会から除名されても、それを気にしない人であれば、「従来どおり私は私で医療をやります」、というふうになってしまいます。そういうジレンマが今、来ているのかなという気がいたします。そうであればこそ、国の方できちんと枠を示していかなければいけないと思います。国民は、とにかく病院に行けば、「あの先生は医療としてやってくれた」と思い、医療現場では「ニーズがあるからやる」という形で、次々とそのニーズを充足する。ずっとこういう繰り返しになっていくのではないのでしょうか。「目の前に患者さんがいたらどうやって断るんだ」ということもよく聞かれますし、これは医療関係者だけの問題ではなくて、社会問題として国がきちんと法整備するのが今の段階となつては一番良いのではないかと考えています。

(藤本委員)母体保護法の前身の優生保護法第14条の策定が昭和24年以前に論議されたと思いますが、そのときに刑法の堕胎罪との関連ではどういうディスカッションがあったのか、教えていただければと思います。刑法上、堕胎罪の成立は妊娠の週数との関連でいろいろ論議されている面もあるやに聞いていますが、それが時代的にどのように変わってきているのか、また変わった背景にはどんな現象があったのか教えてください。母体保護法との関連もあるかもしれませんが、どういことが社会で変わってきたので、刑法上の堕胎罪の妊娠週数との関係が変わったのか、その辺を教えてください。いただければと思います。

(甲斐先生)優生保護法が成立した背景は、戦後、やみ堕胎の防止等々を防ぐため、議論はなかったといった方が正確かもしれません。それ以前の戦前の国民優性法的时候は、特に断種をめぐる強制断種か任意断種かという議論が若干ありました。戦後、国民優生法から優生保護法に14条を入れるときに、十分な議論はありませんでした。

母体保護法の改正のときも、これもまた十分あったわけではありません。日本は、胎児をめぐる議論についてはかなり慎重というか、苦手というか、何とか議論を回避したいという雰囲気があるようです。アメリカは徹底して議論をやるし、ほかの国でもかなり議論されます。正直言いまして、議論は十分なされていないというのが実態だろうと思います。

数年前まで、中絶許容期間は妊娠23週ということでした。これは法律で決まったというのではなくて、次官通知です。したがって、正式な法律、日本の母体保護法では、「第何週までなら妊娠中絶してもよい」というふうな規定、いわゆる期限モデルというのはとっていません。14条を見ても、厳密には書いていません。ただ、「生命が母体外で捕捉できる時期に……」云々という微妙な表現をしまして、ではそれはいつからかということで、次官通知で、以前は23週、これがその後、22週になったというのは、新生児医療が発達したということが背景にあったわけです。つまり、母体外で十分生存できる、手当てができるようになったのも一つの背景でしょうし、それ以外でも、胎児の生存力に関する研究が進んできたという事情もありましょう。それで数年前から22週になったというふうに私は理解しています。

(藤本委員) 刑法学者としてのご見解を聞きたいのですが、はっきり申しまして、刑法学の立場で検討が進められていない感じがします。周りの母体保護法とか、胎児の生育限界とか、そういう状況が漫然と刑法の中に受け入れられている、認められているという見方をせざるを得ないのですが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

(甲斐先生) 例えば、堕胎罪はあるが、母体保護法14条が厳密に適用されているかどうかという検証も十分でないし、数も多いということも含めてでしょうか。これは刑法学の責任もあるかと思います。国際比較でみても、やはり日本は多いですね。逆に、処罰すれば解決するかというと、そういう問題でもありません。例えばドイツでも、刑法改正があって、東西ドイツが統一されるとき、堕胎罪だけ懸案事項で、これについて、当初は12週だったら中絶してよいという案がありました。しかし、これは憲法違反になって、またつくり変えました。そのときに相談制度あるいは援助というものとセットでつくり変えました。つまり刑法だけで全部をやってしまうと無理があって、産みたくないのに無理やり産まされるのかという問題がありました。したがって、医療に関わるものについては、刑法のみならず、その周辺、「生まれた後はこういう援助をします」とか、あるいは「相談体制をとっています」とか、ドイツはかなりきめ細かく、法律とセットで、そういう手当ても

しているわけです。

これは刑法学者が逃げるという意味ではありませんが、そういうこともあります。しかし、全体としては議論が十分なされてないことは認めざるを得ません。「議論して何が変わるのか」ということかもしれませんし、宗教的背景かもしれません。おっしゃる通り、反省すべきは反省して、議論はきちんとしようと思いますが、いかんせん全体的に比べると、刑法の場合は理論の方、いわゆる総論部分、例えば因果関係や共犯等の一般論はかなり議論が深いんですが、各論のそういったもの、特に生命をめぐる問題では、全体としては層が薄いという気がしています。

(井村会長) 今の問題とも少し関係します。さっき先生もおっしゃいましたが、生殖医療法をつくるとすると、その中に妊娠中絶も入れるべきだと先生はお考えですか。

(甲斐先生) できたら、妊娠中絶も入れるべきだと考えています。今は母体保護法が独立してありますが、そしてそれはそれで残るのかもしれませんが、でき得れば何らかの形でリンクさせるような法律が一番スマートではなかろうかという気がしますし、石井美智子先生の『人工生殖の法律学』の中では、半分は中絶の問題を扱っています。私はあの本を読んで、こういう位置づけで考えたら良いのではないかなと教わった次第です。

(井村会長) 実はクローン禁止法を国会に出したときに、どうしてヒト胚全体に網をかけないのかということをかなり言われました。それは当然な議論だろうと思ったのですが、ところが胚を保護するという立場に立ちますと、胎児をどうするのかという問題を避けて通ることができない、そこが非常に難しい問題になってしまうわけです。先ほどの戦後の時代と違って、今は全世界的にこれが非常に大きな問題になっている、だから女性の権利をどこまで保障するのかという問題も出てくるわけです。これは簡単に結論が出せないであろうということで、とりあえずどうしてもやってはいけないクローン人間のところだけを禁止するという法律になったわけですが、そこへ到達するまでにはかなりいろんな批判もあったわけです。その辺が大変難しい問題だと思います。

(位田委員) 先生のお立場は、生殖補助医療とそれ以外を分けてお考えになる立場かなという気がします。そうすると生殖補助医療で保護する側というのは不妊のカップルになると考えられます。ところが、受精胚の法的地位というのは、不妊のカップルの

話ではなくて、胚そのものをどうするかということです。ところが、先生は胚を保護するという形より生殖医療の方がいいという形で持ってこられたので、少し溝があるのではないかなと思いました。というのは、今問題になっているのは、例えばES細胞の研究、もしくはクローン胚にしましても、科学、医学の研究者が、胚を生物学的研究に使っていいのかということです。確かに出てくるもとは生殖補助医療関連からですが、その生物学的研究が直接医療に返ってくるのかという話とは、今は離れたところにあると思います。そうしますと、生殖医療という形で、ある意味では両親といった方がいいのかもしれませんが、カップルを保護するという法体系のもとで胚を扱うより、胚をそのものとして取り出して扱う方が法体系としてははっきりするのではないのでしょうか。先生がおっしゃった第3の法的存在といいますか、私も実はそう思っています。民法の先生ですけれども、京大の北川善太郎先生が、学士会の会報だと思いますが、遺伝子についてそういうことを提案されています。今までヒトかモノかという二分法であったのが、どんどん科学技術が進んできて人体の研究というのが進んでくると、単に超えるかどうかという話ではなくて、人体を構成するもの、もしくは人体の前の段階にあるものまで法が考慮に入れざるを得ない状況が生じてきます。そうすると、従来保護してきた社会法益とはまた違う種類の法益を持ってこない、全体の法体系としては整合性がとりにくいのではないかと思います。

(甲斐先生)おっしゃるとおりです。後の点から申し上げますと、まさにその通りであります。遺伝情報については、モノともいえないし、個人だけで処分できるかという、そうでもなくて、親子とか親戚でつながりがあったりもします。最近、憲法学者で、遺伝情報に独自の地位を与えるべきだという論文を書いている人がおられます。これは、先ほど言った第3の範疇に入ります。その中でも、またさらに独自の遺伝情報というのがありましょうし、これは確かに先生のおっしゃるとおりだと思います。

最初の生殖医療法については、生殖医療というものを前面に出すと、カップルの保護あるいは子供の保護とかになってしまいます。私があえて「生殖医療法」と言ったのは、ドイツの反省との関連です。ドイツは、とにかく胚の保護が大事だということで胚保護法をつくって10年たちましたが、保護保護ということで、生殖医療とのつながりが出てきた場合にどういう関連があって、一体許されるのか許されないのか、縛りが強過ぎてどうにもならないという事態が起きました。そこから、生殖医療と関連がありそうなところは生殖医療を含んだ形での規制の方がフレキシブルに対応できるのではないかなという反省が最近出てきたので、私もそちらの方がこの際良いのかなという気がしています。

す。「ここはこうでなければならない」と断定的に思っているわけでもないですが、もう少し検討させていただきたいと思います。

(井村会長) 甲斐先生、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。まだまだ議論していただきたいと思いますが、今日はこの辺で終わらせていただきます。

それでは、次の議題に進みたいと思います。ヒトES細胞の樹立計画の確認等についてであります。前回の生命倫理専門調査会で、文科省の方からES細胞の樹立計画の確認につきまして審査状況の報告をいただきました。それについては実は前回余り時間ありませんでしたので質疑応答ができませんでした。島菌先生からその時間をとってほしいという申し出がありました。そこで、本日は時間を割いて、それについてご質問なりご意見があれば伺いたいというふうに思っています。

(島菌委員) 私の記憶では、ES細胞指針を議論したときに、これがどのように実際に運用されるかについて、生命倫理委員会で、しっかり見直すということがあったと思います。そのとき、一番大きな議論になったのは、インフォームド・コンセントだったと思っています。したがって、どのようにインフォームド・コンセントがなされたかを検討する必要があります。もう一度事務局でご検討くださって、この委員会で何を特に検討すべきだったかということを確認いただいてから議論したらどうかと思っています。

(井村会長) それでは、菱山さんの方からお願いします。

(文科省) まず指針については、島菌先生に、若干誤解があるようです。インフォームド・コンセントはまだしていません。樹立しても良いという確認をする前に患者さんに接触するのはだめ、というのが指針ですから、樹立をいいですよということで初めて京大附属病院あるいは豊橋市民病院が動き出せるのです。

(井村会長) インフォームド・コンセントについて少し問題があるということが前回ちょっと出ましたが、それはインフォームド・コンセントの仕方が不十分であるとか、インフォームド・コンセントについて若干の疑義が出たということでしょうか。

(文科省) インフォームド・コンセントの文言も全部見せていただいています。その中に、国家的プロジェクトだからぜひ協力してほしいというような説明の文章があったので、そ

れはおかしいのではないかというご指摘がありまして、そういった文言は削除するということです。

(島菌委員) 輸入ES細胞の方も、インフォームド・コンセントの問題がありますね。

(文科省) 輸入ES細胞は、当然海外でつくられたもので、海外でどのようなインフォームド・コンセントをとられたのかというのを大学から提出してください、ということにしています。

(島菌委員) そうしますと、どちらの場合もですが、インフォームド・コンセントが実際にどう行われるか、また行われたかということについての情報がはっきりした場合にここに提示されるというふうに考えてよろしいでしょうか。

(文科省) 個別ケースについて、ここでご議論いただくというのはどうかと思います。ただ、患者さんのお名前等は当然無理ですけれども、インフォームド・コンセントがどのような様式であるかは、お出しできると思います。

(井村会長) この専門調査会と文科省の委員会との関係ですけれども、この専門調査会は、文科省の委員会の議事等を見ながら、問題点があったら、それを指摘して、訂正していただくというのが役割であって、個々のケースを一々ここでもう一度審査するということは考えていないわけです。その点はご了承いただきたいと思います。今の説明ですと、要するに、インフォームド・コンセントの内容を見せてもらって問題があったので、樹立の場合については、それを訂正して、これから行うということですね。ですから、それは向こうの判断でいいのではないだろうかという気がします、その点でご意見があれば伺いたいと思います。輸入の方については、インフォームド・コンセントの内容がわからないので、それを問い合わせた上で、もう一度向こうで審議するということになっていますから、これについては今ここで議論する必要はないと思いますが、いかがでしょうか。何かご意見があればお伺いしたいと思います。

(石井委員) インフォームド・コンセントをだれがどのように行うかということについても文科省の委員会では審査なさっているということでしょうか。

(文科省)だれがというところまではやっていませんが、樹立責任者が指名する適当な人であると指針に書いてありますので、そのようにやってくださいということになります。細かく一動作一動作を国家管理にするという趣旨ではないと思いますので、この指針に沿って進めてくださいということを行っています。この指針に合っているかどうか、どなたがご説明しますかということまでは見ていません。

(井村会長)ルールとしてはガイドラインで決まっているわけですね。だから、直接樹立にかかわる人はできないわけです。それ以外の人で、病院の医師でしたかね。

(文科省)樹立機関の樹立責任者以外の方で、樹立機関の長が指名する人です。ここでのご議論の中では、医師がいいのではないかとのことだったと記憶しています。

(島菌委員)私が記憶していますのは、ES細胞というのはいろんなことに使われ得る。したがって、そのことについてどのように当事者に知ってもらうか、なかなか難しい問題がある。これを狭く可能な範囲に限定するという考えもあるけれども、そうするとその範囲で同意を受けた事柄でしか研究ができないので、また別のES細胞を持ってこなきゃならないので、非常にあいまいな形で合意を得た方がいいという意見もある。それについては、実際にやってみる段階でもう一回検討しましょうと言う話があったように覚えています。議事録を確認していませんので、確かではありませんが、そこが記憶に残っているということだけ今日は申し上げます。

(井村会長)使用の方に関しては、どういう目的で使用するのかということは明確に言えるわけですね。ただ、樹立の方に関しては、目的はいろいろあり得るわけで、そこは決めないで、いずれ使用するとき、使用する人が文部科学省の委員会に出してくるわけですから、その時点でチェックしたらいいだろうということになっていたと思います。

(文科省)先生がおっしゃるとおりでして、使用についてはES細胞を使用した研究をしたいという機関から申請が出てくるということになっています。

(勝木委員)最初の樹立計画ですので、報告を伺った方が皆さん、安心なさるのではないですか。私は委員で参加していますので雰囲気は説明できますけれども、非常にまじめにきちんとやりました。

(井村会長) まじめにきちんとやっておられるのに、またここへ来て説明しろというのもどうかなと思ったものですから。

(勝木委員) 最初のものがどんなふうに行われたかということは皆さん、気になさっていることではないか、具体的な審査過程を知ることが、今後のこの委員会に有益なことではないかという意味です。

(井村会長) それでは、使用の方は、差し戻しているわけですから、それが出てきて審査された時点で考えるということではいかがでしょうか。もちろんガイドラインをきちんとつくったわけですから、それが守られないと困るわけで、我々はそれを見ていく必要はあるわけです。しかし、余り細かいところまでぎしぎしと国家管理するのもよくないでしょう。だから、その辺をどういうふうにするのかというのは少し難しい問題になると思いますが、きちんとしたガイドラインをつくりましたから、それにのっとって行われたかどうかという検証だけはしておく必要があると思います。その辺はお任せいただいて、時期は考えるということにしたいと思いますが、よろしいですか。

(石井議員) 基本的には会長がおっしゃったとおりだと思います。国家管理になるということは避けなければならないだろうというふうに思いますが、片一方で、インフォームド・コンセントを求められる女性の利益といいますか、権利というか、その保護という観点で、国家のしかるべき機関がある種の公権的な機能を果たす必要は場合によると出てくるのではないのでしょうか。そういう意味では、確かにここで考え方に基づいて指針をつくっていただいたわけですが、それはインフォームド・コンセントにどういう内容で、どういう表現で行われているのかとか、そういう一つ一つのケースではありません。インフォームド・コンセントというのはどういうフォーミュラーで行われるのが望ましいものなのかというところまであの指針の中に十分書き込まれているわけではないわけですし、これから一つ一つ判例法的にといいますか、積み上げて形成されていくものだろうと思います。そこところは、殊に最初のケースですと、これについてはだめだといって差し戻しましたというだめだった点のお話だけですと、ここのメンバーとしては気持ちとして心もとないものが残るのは否定できないのではないのでしょうか。だから、インフォームド・コンセントのフォーミュラーというのはどんなものなのかというのを一般論的に示していただけると、こういうものであったのを、ここのところだけが問題、こっちの方はタッサブルだとか判断になった、そっちの方もある程度見えてくる必要がある、そのように慎

重には慎重を期した方がいいのかなという感じがいたします。

(位田委員) 私は三重にかかわっています。一番現場に近いところで京都大学の医の倫理委員会委員ですし、専門委員会の委員でもありますし、ここの委員でもありますので、三重にかかわって、全部書類を一応見ましたので、その点で若干申し上げます。それぞれの段階で何をチェックするかということをはっきり枠づけていただく必要があると思います。医の倫理委員会、京大のレベルでは再生医科学研究所、輸入の場合は医学部の方ですが、樹立計画を持っているので、こういうふうに研究をしますというが出てきて、再生医科学研究所では星野先生を委員長とする医の倫理委員会があって、医学部の病院の方で卵を提供する。そうすると、再生医科学研究所での審査の対象と、医学部の方での審査の対象と、輸入に関しての審査の対象とをそれぞれ分けて、そのときに、例えばインフォームド・コンセントであるとするれば、どこでどういうインフォームド・コンセントをするかというのは、説明文書なり同意文書なりが出てきますから、そこは現場の倫理委員会が判断するべき問題だろうと思います。その判断をするときに基準になるのはもちろん指針ですから、その指針にしたがって説明文書がつくられているか、もしくは実際に説明がなされると確信できるかという問題だと思います。専門委員会の方は、そういうふうに現場でやられる体制が指針に照らしてきちっと行われているということをもう一度再確認する役割だと思います。この専門調査会というのは、そういう二段階でやった審査についてどの点で、もしくは今行われている研究計画について審査の段階でどういう問題があったか。それぞれの審査にゴーサインが出たことについての問題ではなくて、インフォームド・コンセントについてはどういうことが問題になったか、それを指針を見直すときにどう役立てるかという問題、もしくは今後専門委員会が何らかの審査をするとき、新しい樹立なり使用なりの計画が出てきたときに、こういうところに気をつけてほしいというアドバイスといいますか、そういう役割だと思います。この専門調査会は、一つ一つのこと、Aさんが説明して、Bさんが提供するときに十分インフォームされたかどうかを本当に確認したか、こういう話ではないと思います。特に輸入の場合には、今余り話には出てきませんでしたけれども、NIHの基準にしたがってちゃんとやっているということですから、それはそれで現場を信頼せざるを得ないというか、信頼しなければこういう審査は成り立たないと思います。議論の枠をきちっと把握して議論しないと、細かい話から非常に大きな話までばらばらになると思いますので、今回はそういう形で進めていただければと思います。

(井村会長)ありがとうございます。どうぞ。

(勝木委員)私、先ほど申ししたのは、きちんとまじめにやった内容をここで報告していただきたい。しかし、それでも我々、審査のときに非常に迷ったことがあります。指針に書かれてはいますけれども、それだけでは十分に議論できないことが幾つかあるわけです。例えば、ある病院の倫理審査委員会の構成が書かれているだけで十分なのかという議論が行われて、それは紙に書かれていることにのっとってやりましょうということですが、構成に疑問が出されました。文科省の専門委員会が成長していって、さまざまなものを妥当に解決できるためには、第1回でありますから、ぜひここで報告をしていただいて、それについて我々も認識を共有する必要があるのではないか、そういう意味です。3回目、4回目だったら、特段のことがない限り説明する必要はないと思います。

(井村会長)お二人の意見、よく伺いました。私も、細かい点は、それぞれの機関がIR Bをお持ちになっているわけですから、そこでの議論にゆだねるべきであろうと思います。ただ、全体としてガイドラインは頭で考えてつくったガイドラインですから、いざ動かそうとなるといろいろな問題点があるだろうということなので、そういう問題点を我々は理解しておくということも非常に必要だろうと思いますし、何らかの形で意見を伺う機会をつくりたいと思います。

(高久委員)私もフォローアップは必要だと思います。1回目を聞くかどうかは別にして、定期的に報告を受ける必要はあると思います。遺伝子治療の方もフォローアップしていきまして、必ずしも胚だけの問題ではありません。

(井村会長)そうなんです。なかなかそこは難しいところでして、しかも厚生労働省も文部科学省も、それぞれ立派な先生方を集めてやっておられるのです。だから、ある程度そこを信頼せざるを得ないわけで、そこで問題意識を共有できれば、あとはゆだねたらいいわけですから、そういうふうにはせざるを得ない。こちらもいろいろさらに議論しないといけないところが多いわけですから、そういうことにしたいと思いますが、時期はお任せいただいて、一度何らかの形でご意見を伺うということにさせていただきます。よろしいですか。

それでは、次は国連アドホック委員会におけるステートメントについてです。これにつ

いては、人クローン個体の生成を禁止する国際条約に関するアドホック委員会がありまして、そのステートメントが出ています。それについて前回、島菌先生から少し議論をしてほしいという意見が出ましたので、まずそれを簡単に説明していただいて、その上で質疑応答をしたいと思います。

(文科省) 実際に出張いたしましたので、私の方から説明させていただきます。我が国の立場というのは、このステートメントで出しています。我が国のステートメントは第1番目に行われています。このステートメントは、各国から非常にバランスがとれているという評価を受けています。まず最初に、我が国のクローン禁止法の検討の経緯、クローン人間は法律で禁止されていること、人クローン胚の作製はガイドラインが許可していないこと、そういったことが説明されています。次に、クローン人間は人の尊厳に反するので禁止する、なぜクローン人間が禁止されるのかという説明がされています。その後、治療目的のためのクローン人間、セラピューティック・クローニングと言っていますが、それについては将来性があり、人間の尊厳や人権は尊重しつつも、将来の可能性を閉じるべきではないだろう、ということ述べています。それから、各国は歴史的、文化的、宗教的な背景が異なり、その国の判断を尊重すべきであること、クローン人間づくりが試みられる前に直ちにクローン人間づくりに反対する措置が国際的にとられるべきこと、といったことが述べられています。私が勝手に日本語に訳していますので、実際の部分は英語を見てください。その後、アメリカ、カトリックの国の主張があったり、あるいはドイツ、フランス、中国、韓国、そのほかアジアのいろんな国々のステートメントが行われていました。

(島菌委員) 幾つか疑問がありまして、我が国の立場とおっしゃいましたが、どこでそういう立場が決められたのか疑問を持っています。特に2ページ目ですが、「*therapeutic purposes does not seem to involve the serious problems to which just referred*」と書いてありまして、セラピューティック・クローニングについては非常に重要な倫理的問題がないと思われるような文面になっていますけれども、これはこの委員会でまさに論じていることであり、特定胚の審議の過程では、倫理的に重要な問題があると思われるので、特定胚の研究を大方認めないという結論になったと思います。このようなステートメントが日本の立場として国際的な場面に出るということは誤解を与える可能性がある。一番重要なのはそのことですので、そこを中心に申し上げます。

(井村会長)このステートメントの目的とか、あるいはその場の雰囲気とかがありますので、この1行だけを抜き出すという議論があるだろうと思いますが、全体としてどういうふうに判断されたか、説明してください。

(文科省)全体のステートメントの中で1行2行を取り出して批判するというのはよくやられる話でして、このステートメントの次の日にワシントン・ポストが今、島菌先生からご指摘のあったところを指摘して、日本及びアジア、欧州諸国はクローン胚の研究を禁止する案は賢明ではないと主張したという報じ方をされています。ただ、このステートメント全体といたしましては、我が国のポジションは、できるだけ多くの国が直ちに参加できるようなクローン人間を禁止する条約づくりをすべきである、ということを主張しているものです。クローン胚につきましてなぜこういうふうになっているのかであります。日本だけではなくて、いろんな国がいろんな主張をしています。特にアメリカは全体を法的に禁止しろという話をしていまして、アメリカやカトリック諸国のとるポジションというものもありますので、そういったことも踏まえて、バランスをとるということもあり、このような全体の主張をしているところです。先ほど申し上げましたように、ガイドラインでいろんな議論をして、クローン人間については法律で禁止、クローン胚についてはガイドラインでパーミットしないということになっています。

どこで、どういうふうになったのかという島菌先生のご質問ですが、このステートメントの一言一句についてどうのうこうというのは、現地でいろんな対応があったと考えています。我が国がクローン人間禁止をすべきである、クローン人間禁止について国際的に協調すべきである、ということについては、去年の科学技術担当大臣及び文部科学大臣のステートメントやクローン禁止法を制定するときの国会答弁、そういったところで、発言があります。

(位田委員)実は私も2ページ目の島菌先生がおっしゃったところ、若干ぎくつとしました。「does not seem to involve the serious problems」だけだともっと大変ですけども、「to which just referred」で、上の1ページ目の終わりから2ページ目にかけて、クローン人間をつくることについては3つの問題があるということが読めばはっきりするので、特にこれまで生命倫理委員会及び生命倫理専門調査会で議論してきたことととりたてて外れるとは思っていませんが、国際的な条約交渉の場では、一言一句、その部分だけを取り上げて議論される可能性が大いにありますので、若干危険な表現かなという気がします。例えば「such serious problems as have in the case of reproductive concerning」

ですとか、すぐにパッとわかるようにして、余りぎくつとさせるような表現は使わないように注意していただければいいと思います。いろんな手だてを使って、発言を何とでも使おうと思っている方は使いますので、ご苦労はよくわかっているつもりであります。

日本政府がこういうふうな立場を表明するというのは、外交会議では最初の基本的な立場の表明ですし、今回の委員会はアドホックコミティーですから、具体的な条約の交渉に入る前の段階だと思しますので、最終的にどういう形で条約がつくられるかというのを我々は見守るべきであろうと思ひますし、外交問題を国内から手を縛るというのはよくないと思ひますので、ご説明はご説明としてお伺いして、我々の意見は意見として申し上げる、そういう意見交換という形が適当じゃないかなというふうに思ひました。

(井村会長)リプロダクティブ・クローニングに賛成する人は多分このコミティーにいないと思ひますが、ほかの問題、ES細胞とか、セラピューティック・クローニングになると、国によって非常に違うわけですが、その辺はどんな状況だったのでしょうか。どういう状況の中でこの発言がなされたかということも大事な問題になると思ひます。

(文科省)ワーディングの細かいところはしかるべき担当の役所に伝えます。

それから、どんな雰囲気かということ、若干詳しく説明します。まずアメリカですが、アメリカは、生殖のためのクローニングだけではなくて、セラピューティック・クローニングを禁止すべきであるという主張をしています。これはブッシュ大統領がこのような主張をしているということにして、ブッシュ大統領が派遣したチームは皆、同じことを言っていました。特に胚については、“**growing human beings**”という言葉を使って、胚も命なんだということを代表団の人たちが言っていました。それに付随してというか、それと同じくらいか、より強くバチカンが主張していましたし、あるいはイタリアやスペイン等カトリックの国々が主張していました。アメリカがそういう主張することについては、本国内で民間企業がES細胞をつくり、クローン胚をつくっているという状況ですので、ちょっと困惑したものもありました。公には言いませんけれども、個別にお話をすると、政府が言っていることと実際の研究開発とは解離しているのではないかと言っている方もいました。ドイツ、フランスですけれども、ご存知のように、ドイツ、フランスは既に法律があって、セラピューティック・クローニングを含めて禁止されています。そういった国がクローン人間のみを禁止すべきだということを言っていることに注目すべきだと私は思ひました。ドイツ、フランスは、自分の国の主張を押しつけるのではなくて、まずはクローン人間禁止を直ちに条約にすべきである、そうしないと数年のうちにクローン人間ができ

てしまうという危機感を持っていました。他方、胚については、胚の取扱いまで合意に達しようとする20年かかると、ドイツの代表の人たちは言ってます。我が国の主張もそういった中で言われたものでありまして、特にカトリックの国は教義で受精の瞬間から生命だと言っていて、それをある意味では押しつけるという形にもなります。他方で、多民族国家や多宗教国家の方が普通なくらいに国連にはありますので、そういった国々は、クローン人間については反対というのはまともですけれども、胚についての考え方というのは国の中でまとまらないのではないかといった状況でした。そういった中で議論が行われたということです。

(島藺委員)セラピューティック・クローニングの全面禁止をした方がいい、そういう結論を日本は出すべきだということを考えているわけではないですが、クローン人間の禁止と関連して、セラピューティック・クローニングの問題がある、それについてどういうふうな国際協調をとったらいいかというのは非常に重要な問題であるわけです。前回、シンフィールドさんに伺ったときもその問題についてお答えいただけなかったという気がしています。そのとき、イギリスから研究者がシンガポールへ逃げていったのではないかと、だからイギリスは認めるのだと聞こえないでもないようなご発言だったわけです。先駆けして利益を得る、つまり国際的な信義に反する事情のもとで、研究の容認が進められるというのは非常に大きな問題だと思います。こういう問題は我が国の方針を決めるときにはぜひ議論すべきことであって、国際的協調とは何か。世界の研究の進行の中で、日本の国がどういう科学政策をとるべきか、そこに倫理問題がどうかかわっているか、そういうことをここで議論していれば、代表の方々にもうちよっと参考になる情報が届いたのではなかろうか、そういうことを申し上げたかったということです。

(井村会長)これは非常に難しい問題でありまして、いろんな国際会議でかなり繰り返し議論がなされてきたわけです。ただ、それぞれの国によって非常に立場が違います。だから、共通して合意できるところはリプロダクティブ・クローニングを禁止しようということまでです。イギリスは、法律を改正してセラピューティック・クローニングを認めたわけですが、法律のない国もいっぱいあるわけで、そういうところはどんどんやっているわけです。そういう中で国際的な協調は難しい状況にあるというのは間違いないところです。いろいろここでのご意見を伺って、それを外務省の方に伝えることは必要だろうと思いますけれども、大変難しい状況にあることは間違いありません。その中で、ここだけはやってはいかんだろうというふうにみんなが考えているところがリプロダクティブ・ク

ローニングである、今の状況はそういうことになっていることをご理解いただきたいと思います。今日のご意見等は何らかの形で外務省の方に伝わるようにしておきたいと思いますが、さっきのアンティノリさんの発表がほんとに正しいかどうかわかりませんが、そういう動きの中で、少なくともリプロダクティブ・クローニングは禁止できるような体制ができることを期待したいと思っています。

(位田委員) セラピューティック・クローニングに関しては、ユネスコの国際生命倫理委員会のワーキンググループでかなり議論いたしました。結局、ゴーサインを出すかどうかは各国できちっと倫理的な議論をして決めなさいと、そういう結論しか出せませんでした。国際生命倫理委員会ですから、セラピューティック・クローニングはゴーと言うか、いやノーだと言うか決めたかったのですが、世界の多様性に圧倒されまして、そのようにはできませんでした。かなり議論した結果、ノーと言うのであれば話は簡単ですが、ゴーサインを出すのであれば、これこれこういう倫理問題をきちっと議論しなさいという倫理的な問題点を挙げて、議論した結果ゴーサインを出すのであれば、それはそれでその国の立場として結構でしょうということにたどり着いたというべきかと思います。例えば妊娠中絶は何週までいいのかとか、何週から胎児と言うのかによって少しずつ違いますし、キリスト教でもカトリックとプロテスタントは若干違いますし、カトリックの国の中でもいろんな立場がありますので、とても一本にはできないだろうということでした。

もう一点、条約をつくれればクローン人間をつくるのが止まるというのは間違いでして、条約をつくっても、それに各国が入るかどうか、批准するかどうかという、先の問題まで考えると、1年ではとても済まないと思います、場合によっては10年かかるような条約もあります。条約の中身をどうするかということもありますし、仮に条約でクローン人間を禁止したとしても、それに対してどういう制裁を加えるか、その先の議論がまだまだ幾らでもあると思います。だから、条約をつくればいいという話ではなくて、これは文科省と外務省にお願いしたいと思いますけれども、各国で条約をつくるのと並行して、国内的な法的な措置として、クローン人間づくりを禁止するという措置をどんどん各国でとっていくように、それをむしろプロモートしていただいて、それをやりながら条約もつくるという方向で協調していただければいいのではないかなと思います。

(井村会長) 条約のつくり方ですか、公海上でやればどうなるんですか。

(位田委員) 公海上の場合は船の上ですから、船はどこかの国に籍が登録されていま

す。旗国といいますが、その国の刑事管轄権になります。

(井村会長) アンティノリさんが大西洋の上でやろうと言ったということが新聞に載っていましたから。

(位田委員) 船は必ずどこかの国に籍を置いていますので。ただ、もしその国に法律がなければ禁止できないとか、いろんな問題が考えられると思います。

(井村会長) これは一つのメッセージですよ。世界の多くの人がこう考えているというメッセージを出すことになりますよね。

(石井議員) 「it would be a mistake」とありますが、アドホックコミッティーの雰囲気として、ミステークだというほど力み返る必要性があったのかなというのが私の一番の疑問です。位田先生のユネスコの進行状況からすると、セラピューティック・クローニングまで禁止しようというところへ話が落ちつきそうな雰囲気だったのかどうか、ミステークとまで言う必要がほんとにあったのかなというのを伺いたい。

(文科省) 私が団長をしたわけではないので、言葉についてはちょっとコメントできませんが、雰囲気といたしましては、最初のキックオフのところですので、こっちに決まるとかあっちに決まるとか、そういった状況ではありませんでした。アメリカとカトリックの国々の主張と、その他の国と、あともう一つは、セラピューティック・クローニングに何らかの言及があった方がいいのではないかというようなことを言っている国、そのような3種類に分かれるところでした。ただ、アメリカは始まるちょっと前にポジションを明らかにしていましたので、我が国が最初のステートメントでもあり、少し表現がオーバーというご指摘もありましたが、そのような表現を使ったのではないかと思います。

(井村会長) それはお聞きするということにしておきたいと思います。

それでは、次の問題に行きたいと思います。今後のヒアリングの進め方であります。これからいよいよ内容について議論していかないといけないわけですが、もう少し識者の意見を聞いた方がいいだろうということもありますので、それにつきまして山崎参事官から説明をしていただきたいと思います。

(山崎参事官) 法律を初めとしていろいろな専門家の方々からヒアリングしてきましたが、当事者的な立場の方のヒアリングもすべきだというお話がありましたので、例えばそうした治療を受けたい方であるとか、あるいはそれに反対である方とか、そうした明確なお立場を持った方のヒアリングをやってみたらどうかと考えています。お手元にファイルがありますが、これはこれまでのヒアリングの実績を取りまとめたもので、1がこれまでに招聘した方々、2は事務局で意見を聴取なされた方々です。それぞれの結果といいますか、説明資料をあわせてファイルしていますので、参考までにごらんいただければと思います。

(井村会長) これについて何かご意見、ありますか。いつまでもヒアリングだけというのは問題でしょうから、議論しないといけないのですが、かなりの方に来ていただいたり、あるいは事務局が出ていったりして意見は伺いました。しかし、まだ落ちている方があるだろうというふうに思いますので、そういう方について、こういう人がいいということがあれば、ぜひ名前を出していただきたいと思います。

(島藺委員) 今回、意見を提出するようというご指示がありましたけれども、今の話題はそのことでしょうか。

(井村会長) それもありますが、それ以外に、こういう人の意見を伺った方がいいのではないかと、このあたりがありましたら、ご推薦いただきたいと思います。

(島藺委員) 提出意見は今後どういうふうに審議をしていくかということで、その中でどういうふうにヒアリングをしていくかということが、かなり核心的な話題だと思います。私が申し上げてよろしいですか。

(井村会長) どうぞ。

(島藺委員) 井村会長が前回の専門調査会で「もう既に十何回か審議している」というふうにおっしゃったことが非常に気になっていまして、まだごくわずかだという印象を持っています。もちろんヒアリングもそのとおりだということです。これは問題の設定の仕方と非常に大きな関わりがあります。井村会長は何度か「これはセラピューティック・クロージングを容認するかどうかということを早く決めなくてはいけない」ということをおっ

しゃっています。学術会議の『学術の動向』というところに井村会長が書いておられるのを見ましても、クローン胚に基づく研究は倫理的問題がないと読める内容のものがあ
ります。ですから、ああいう国際的な見解が出てくるのも井村先生のお考えを反映して
いると言えないことはないと思います。そういうことが目的なのか、それとも生命倫理専
門調査会あるいは生命倫理委員会が始まったときからの懸案であるところのヒトの胚、
その背後の体や細胞の利用の問題、そして生殖技術の問題、それらに関する包括的
な議論をやり、懸案の個々の問題に答えを出すための基礎をつくることを目的にして
いるのか、そここのところがよくわかりません。基礎的な議論をするということで、ずっとこ
の会は進めてきたというふうに私は理解していますので、そうだとすると、もう十何回や
ったことにはならないだろうということが第1点です。

この会議は、最初に論点メモをいただいたときから申し上げていますが、何について
議論しているのかが、明確だろうかということを疑問に思います。これは当然ヒアリング
の際にご説明なさるとは思いますけれども、問題設定がはっきりしなければ、何について
我々は見解をまとめようとし、どういうことについて意見を伺っているのかがはっきりしな
いだろうと思います。例えば、前回、波平先生は、人の命の始まりがいつと考えられて
いるかということについて、日本の民俗学や文化人類学の研究の成果をご紹介なさい
ました。しかし、人の命の始まりということが問題なのか、それとも人の命の部分であつ
たり、萌芽であつたりするようなものを研究利用する、そっちの方が主な問題であるの
か、もちろん密接に関係していますが、その辺の問題設定がどこまではっきりしている
か疑問に思います。例えば、事務局ヒアリングのメモを見ますと、波平先生は、「ES細
胞を使った再生医療やクローン技術による胚の作製については、気味の悪いことであ
り、反対である」とおっしゃっている。そこが我々が今考えていることの核心であると思
いますけれども、波平先生はそのことは今回の話題ではないとお考えになったと思ひ
ます。ですから、ほんとはもう一回呼びしてお話を伺わないと、一番大事なところを
伺っていないことになるのではないかという気がいたします。ですから、どういうことを扱
っているかということの定義をはっきりしていただきたい。

前々からの議論ですが、生命倫理専門調査会はどういう権限を持ち、何が託されて
いるのか、それが相変わらずはっきりしません。井村会長は前から「この委員会では不
十分だ」とおっしゃっておられますが、そのままでしたら十分な議論ができないわけな
ので、将来展望としてどうお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

論点メモは大事なことがカバーされていると思いますが、論理的な筋道がはっきりい
たしません。私は、人の胚の研究利用、臨床利用の是非及びその限度に関する審議

が中心、加えて人体や人間の細胞の取り扱い、つまり人の体や細胞及び人の胚の一部の研究利用、臨床利用の是非及びその限度に関する審議をしながら、あわせて生殖細胞の問題とか、胎児の細胞利用も、検討すべき課題であろうと思っています。

それから、制度化の問題ですけれども、今日は刑法学という立場から制度化の問題について議論されましたが、この調査会で立ち入った議論がされたのは初めてではないでしょうか。これももっと議論が必要です。さらに、国際協調のあり方ですが、どのような国際協調を行なうかということと、国で研究についてどのような倫理的判断をするかということは非常に密接に結びついています。世界中が抜け駆け競争にならないためにはどうしたらいいか、あわせて制度的な問題として考えるべきだと思います。

今後のヒアリングについては、ヒアリングを進めながら、どのような問題が浮かんできて、それをどのように深めていくべきかということをフィードバックしないと、漫然とヒアリングしていることになってしまわないか心配です。ヒアリングによって大事な意見を聞いたために、これまでの論点の形が変わってくることが当然あり得るだろうと思います。

生殖技術の問題とのかかわり、つまり、生殖技術に関する規制と研究利用の問題は、切り離しがたいにもかかわらず、別々に議論されています。これをどのように総合するかというのは極めて深刻な問題だと思うので、ぜひご議論いただきたいと思います。それから、胚の地位と体や細胞の地位は非常に密接な関係をもっています。生殖細胞や胎児の細胞を含めて、その問題についての議論が必要であろうと思います。加えて中心的问题である胚利用についても、もっとさまざまな立場の人たちから話を聞く必要があるであろう。優生思想の問題あるいは特許の問題、科学技術が人間生活に及ぼす影響について研究してきた方たちの話、宗教についても私はもっともっと伺いたい気持ちがあります。中野先生は推進派の立場で仏教界からお話になりましたが、日本の宗教界の中ではごく限られているお立場です。

制度的な問題からいうと、法律の問題は、社会制度全体の問題なので、政治学、社会学の立場からの議論がもっと必要であって、そういった関心を持っている方たち、あるいは科学史の方たちなどのお話も伺いたいと思います。それから、一般世論にどのように有効にここの審議が反映できるのかということをお考えいただきたい。それには公開シンポジウムとかヒアリングの成果の公刊とか、そういうことを進めていただきたい。

前回のアンケートですが、時間の制限、年度内にということで、ほとんどこの調査会では審議しないままに行われてしまって、私個人は非常に悔いが残っています。ぜひ前回のアンケートの問題点を考え直して、より本格的なアンケートに取り組む準備を始めていただきたいと思っています。

(井村会長)私の言葉が間違っている点があれば、それは訂正したいと思います。十数回というのは、ES細胞から含めて言ってしまったことでありまして、胚を十数回議論したと言ったわけではありませんが、どのような言葉で言ったか覚えていません。

それから、この専門調査会の目的は、人の胚をどのように倫理的な立場から位置づけるのかというのを決めることがまず第一であって、それとともに医学的な応用の可否というものを決めていくというふうに私は考えています。医学的応用の立場から人の胚を議論してほしいというつもりではありません。これは前のクローン禁止法でも、人の胚のあり方というものをきちんと議論しなさいということが書かれているわけですから、そういう立場から議論をぜひ深めていただきたいと思います。しかし、医学応用のことは避けて通ることはできない問題であります。

(高久委員)ヒアリングでは、患者さんの立場の人のご意見もお聞きする必要があるのではないかと思います。外国では患者団体の人がセラピューティック・クローニングに対してポジティブの意見を随分言っている。そういう方の意見も現場の意見として聞いていただきたい。

(井村会長)わかりました。適切な方が見つかるかどうか、問題ですが。それから、生殖医療の立場からはどうですか。不妊の方で、意見を言っていただく方があるかどうか。

(藤本委員)生殖医療の立場から申しますと、我々学会として関わり合いを持ってきた諸団体は、ダウン症協会、ヒマワリの会、筋ジストロフィー協会、四肢異常の父母の会、その4団体が主でした。ここには優性思想ネットワークが既に出ていますが、これとも関わり合いを持っています。

(井村会長)不妊の人の立場は？

(藤本委員)例えば体外受精を必要とするような不妊の人たちとの関わりは、フィンレージの会以外では、ありませんでした。ターナー症等を中心としたヒマワリの会との関わりがありました。

(位田委員)実際に現場でやられているお医者さん、根津さんなり、クリニックが幾つかありますので、その人たちの意見も聞いてみるべきではないかなという気がいたします。

ヒアリングリストを見ますと、医学部の先生方が多いようですので、そういう研究者だけじゃなくて、実際に現場で不妊治療をやっておられる方で適当な方がおられれば、賛成派と反対派と両方含めて、その人たちの意見も聞いてみるべきだと思います。

(井村会長)ほかにいかがでしょうか。宗教はなかなか難しいですね。

(石井議員)そのことを申し上げたいと思うのですが、事務局から、どんな人がいるかねとか、どんなことを聞いたらいいかねという相談を時々受けているので、多少事情を知っていきまして、だからこそ申し上げたいのですが、こちちが伺いたいことにどんぴしゃり、専門的な知見なり立場を踏まえて物を言うてくださるという方は極めて少ないという現実があるんですね。例えば宗教者の方にお伺いするといったときに、仏教であれ、キリスト教であれ、何であれ、胚をいじって何とかするというのを前提に宗教が今まで教義を築いてきたわけでもないわけです。ですから、その話になった途端に、その人は個人——さっき波平さんの話がありましたけれども、あれは気持ち悪い、そういう話になってしまうのですね。これは民俗学とも何にも関係ない個人的な感懷でしかないわけです。ですから、こちらが伺いたいこととヒアリングの可能性というのはギャップがあることは考えてあげないと、事務局にちょっと気の毒なところが出てくるのかなと思います。質問の時間を利用して、なるべく聞きたいことは伺っていくしかないだろうと思います。

しかし、私たちがいつも注意しておかなきゃならないのは、その人が学者として、哲学者なり、倫理学者なり、宗教者なり、科学史の学者なりの知見に基づいた専門家としての発言なのか、それを通り越した次元の違う個人的な感懷であるかということ、いつもいつも私たち聞く方が注意していかなければならないことだと思います。まさに批判的にヒアリングの先生方のご意見は受けとめなきゃならない、ヒアリングというのはそういうものだと思います。そうじゃないとアンケートになってしまうわけです。そこが難しいところで、事務局も苦勞しているということだけ申し上げておきます。

(島藺委員)「人の胚の倫理的な地位」とおっしゃいましたでしょうか、それは非常に抽象的な話で、今我々が直面している非常に難しい倫理的問題があるわけです。ES細胞をどうつくったらいいとか、つくことは許されるのか、つくったらどういうふうにご利用したらいいのかとか、そういうことに直結するような問題の立て方をすべきじゃないだろうか、少なくとも生命倫理的地位というのはそこまでいうべきかもしれません。

ところが、きょう鷲田先生がおっしゃったように、それは体の問題あるいは生殖細胞を

めぐるインフォームド・コンセントの問題と深くかかわっているわけです。そういうことがわかるようにする必要があるというか、その辺の問題の分節化といいますか、それができるといいと思います。波平先生がこうおっしゃったということは、単なる個人的な意見ではなくて、恐らくその背後に学殖があって、しかし結論が遠いので、まだ考え付いていないのだと思います。そこをを考えていただくようなご報告でないと、スピーカーが大事なことにかかわっていることにならないのではないのでしょうか。これまでの知識をくださったというのでは不十分で、我々が議論を深めるためのステップとして、もうちょつと踏み込んでいただきたいと思うことが多いということです。

(井村会長)それは私も共通の印象です。事務局がお願いするときにそこは依頼しているはずですが、こういう大きな席で、自分の学問的立場からの説明はできても、そこから先は個人の意見になってしまうのですね。どの分野でも、学会として意見を統一しているわけではありませんし、宗教も、大本なんかはちょつと別かもしれませんが、ある宗教で意見を統一しているということは多分ないだろうと思います。どうしても個人の意見になるので、お話になりにくいのではないかと思います。最初のころ私も2度ほど「学問の立場でお話しただけでなくて、先生ご自身の意見も言ってください」と言いましたけれども、なかなか明快にはお話しただけないというのが今までの印象でした。きょうの甲斐先生はかなりはっきり自分のご意見を言うていただきました。アンケートは今、整理しているところですか。

(事務局)はい。

(井村会長)アンケートというものは非常に難しいですね。しかも今回は時間がなくて、急にアンケートをやるということになって、私も初めは反対しました。アンケートは、とりよによってどうにでもなるし、答える方がどの程度知識を持って答えていただいているかもわからないし、単に手紙を送って聞くというのでは十分なことができないという話をかなり強くしたのですが、せつかくできる機会があるからということでやったわけです。だから、これは非常に限界があるということは当然だろうと思います。しかし、一般の人がどう受けとめているか、ある程度は理解できるかもしれないということで、最終的にアンケートを行うことになりました。我々としてもかなり唐突だったので、ましてや委員の方々のご意見を伺う余裕が十分ありませんでした。

(島藺委員) 問いが抽象的であるよりも、ある種の具体性を持った方がいいということですが、今、会長がおっしゃるように、人の胚の地位ということなら、それでもいいと思います。しかし、生殖医療の問題は別のところで非常に真剣に、長い年月をかけて考えていらっしゃるわけです。我々はその成果を、学び取るというところが多くなるので、この会では中心的な問題ではないとすると、この調査会の主要な問題は、どうしても研究利用の問題になるということですね。そういうことでお話をしていただいた方がいいと思います。もちろん生殖技術についてのお話もたくさん聞く必要があると思います。

(位田委員) 以前に申し上げたことがあります、研究利用に限定するのではなく、日本の生命倫理の大きな方針を立てる際に、人の胚は一体どういうふうなものとして共通認識で考えられるのかを議論するのがこの場だと思います。そういう全体の大きな枠を踏まえて、研究利用だったらどうなるか、生殖補助医療だったらどうなるかというところにつながっていくことだと思います。それぞれは、例えば再生医療にしろ、生殖医療にしろ、それは厚労省や文科省が個別の問題を議論されればいいので、我々としては、大きな立場から、人の胚は我が国ではどういうふうに考えるのかを考えていく必要があると思います。ですから、必然的に問題が抽象的になりますし、幅広くなります。ヒト胚の地位というものを扱った学問はほとんどないと思います。我々は今まで問題にしていなかったような問題をこれから扱おうとしているので、これまでの既存の知識をいろんな形で我々が吸収して、そこを土台にして我々が議論を始めるということです。いろんな先生方にプレゼンテーションしていただくことになると思います。先生方としては、それぞれの先生の学問の研究成果といいますか、それをベースにしてお話いただくわけですから、立証のできない問題を尋ねても、まさに個人的な見解としてしか出てこないと思います。法律家の立場からいうと、それはまさに立法論で、立法論だったら何とでも言えるみたいなところがありますので、それは学問の話ではなくなるわけです。

ですから、周辺的なものも含めて人の胚にかかわるいろんなものを吸収して、これから議論しようという話なので、実は我々の方が一番大変です。論点メモも、たまたま事務局がこう言う論点があるでしょうと考えて挙げられているわけで、我々が必要じゃないと思えば、そこは削ればいいですし、ここはもう少し詳しくということであれば、それでもいいので、この論点メモを改善するのもこの専門調査会の仕事だと思いますので、むしろ我々の方がやる仕事はもっと大変だという気がします。

(井村会長) この論点メモについてもご意見があればぜひ伺いたいと思います。

(勝木委員) 生殖医療が具体的な問題を提出した最初のことだと思います。私たちは、ヒト胚が胎内にあるときには自覚していなかったわけですが、それが胎外に採り出すことができて、それを育てることができるという段階からさまざまな操作が入ってきたわけです。つまり、ヒト胚を我々が手にして、どうにでもできるようになった、そこに初めて問題が発生しているので、それが発生したのは生殖医療と結びついて発生していますから、そこはすべての人にお聞きしたい点だと思います。

(南委員) 生殖医療の部分はきっかけとなった部分で、非常に大切なことでありますが、ここでは生殖医療の細かな議論とか、研究利用の部分だけということではなくて、生命倫理そのものの考え方の根本となるところをきちんと詰めておく必要があると思います。それがこの場以外にもあるのであればよろしいのですが、今のところ、日本の国として、その政策を議論するところがない。ということになりますと、生命倫理の根幹的な考え方をどうしても避けては通れないという感じがしています。大変難しい、長くかかる議論になるかと思いますが、ぜひそのところをご検討いただいて、議論を世の中にも広げていくことが必要ではないかと思います。

(石井委員) 私は、議論した結果がどういう形でまとまるのかというのが全く見えていません。今のヒアリングでは、私たちが議論する前提としていろいろ意見を伺い、私たちが勉強させていただいているわけです。論点メモに従って私たちがある程度議論して、論点ごとに結論が出た段階で、私たちのまとめについての意見を単なるパブリックコメントとして聞くのではなくて、専門家の方々のヒアリングとして意見をいただいてもう一度考えるヒアリングの場を設けていただきたいと思います。今だと抽象的に意見を聞くという形でしか伺えないと思うので、私たちがある程度出した問題についてご意見を伺うということが必要ではないかと思います。

(井村会長) 非常に難しい問題になるというふうに考えています。しかも、人の胚をこれからどういうふうに位置づけていくかということについて、これを法律で何らかの規制をするのかということも考えていかなくてははいけません。例えば、ヒト胚保護法あるいはさっきは生殖医療法とおっしゃいましたけれども、何らかの法規制をするのか、それともそうじゃなくてガイドラインとして示していくのか、最終的なことも少しずつ考えていかなきゃいけないわけです。何らかの形の結論を出す必要があると思っています。

それから、ヒト胚というからには生殖医療を避けて通ることはできないわけです。ただ、

生殖医療は、体外受精でも20年以上の歴史があって、日本でも随分たくさんのベビーが生まれているという現実を踏まえながら、これからどのように考えていくのかということも避けて通ることはできないだろうと考えているわけです。一方では、生殖医療がどんどん行われて、しかも借り腹とか、そういう問題が出てきている中で、国全体として、さっき南委員がおっしゃったように、我々は胚というものをこのように考えます、その医学的利用をこのように考えますということはある程度打ち出せないといかんのじゃないかと思いますが、大変難しい課題であるのは間違いありません。

(高久委員) 人の胚の医学的利用をどういうふうに考えるかという事が一番大きなテーマだと思います。研究利用に関してはもちろん慎重でなくてはなりませんが、ES細胞の樹立と使用には、一定のレギュレーションのもとで一応ゴーサインを出したわけです。そうすると、この次はその医学的応用が一番大きなテーマで、セラピューティック・クローニングの研究の可否を決めなきゃならない。それはこの場しかありません。今のESの技術を医学的に応用するのかしらないのか、するならどこまで認めるのかということは、ここで議論しないと、ほかでは議論するところがありません。生殖補助医療についても重要ですが、これは厚労省の方で法案をつくっていく方向のようですから、それを見ていく必要があると思いますが、一番重要なのは胚の医学的応用という事だと思います。

(垣添委員) 私も、この検討会で語るべき一番の問題は、胚の医学的利用だと思います。この検討会の委員になったとき、私はこれまで検討されてきた状況に追いつこうと一生懸命努力して、今ようやく事態が大体のみ込めてきたところです。私自身、医学に関わっていながら、こういう状況に追いつくのに相当な努力を要するということは、アンケートやヒアリングなどをする場合では、ヒアリングの場合には非常に広範なお答えが出てまいりますし、まして一般の方からアンケートをすると、どのくらいきちんとした答えが得られるかどうか、疑問があります。非常に難しい問題ですけれども、私は、こういった努力を積み重ねていった結果として、胚の医学的利用に収斂するような議論のまとめ方をしていただければ大変ありがたいと思います。

(勝木委員) 生殖医療に関しては厚生労働省等でどんどん進んでいるのです。私は、その中にも生命倫理的な問題点が既成事実としてどんどん積み上げられていって、その結果として、実態を追認することを中心に議論され、余りにむづかしい問題だから後

回しにしよう、と言う動きが大変気にかかるのです。この間厚生省の方が来られて状況をお話になりましたが、委員が利害関係者によって構成されているのではないかと思っています。それは、医療そのものが純粋医療として語られるより、生殖医療の一部は商業行為になっている可能性があるからです。そういうところで、それを語るということは大問題だと思っています。生殖医療というものが既成事実を積み上げていく、医療を知らない者にとっては心配なものですから、ぜひここで取り上げていただきたい。それはヒト胚をどう扱うかということ密接に関係している、しかも倫理的な意味で密接に関係していると私は思います。

(鷲田委員) 私たちがこれまで生命倫理の名で議論してきたのは、生命法じゃないかと思います。要するに、生命を取り扱うときの手続の公正さ(フェアネス)あるいは正しさとか、そういうことについての議論をずっとやってきたと思います。倫理の問題というのは、法の問題と違いまして、だれかがこういうふうにしようと思って決められるものではなくて、人類が有史以来何千年かけて痛い思いをしながら、みんなでこのあたりかなということを決めてきたことで、私たちがこの委員会で生命についての倫理を決めましょうという性格のものではないと思います。だから、私は、私たちがバイオエクスとしてここで議論していることは、ほんとはエクスな問題じゃなくて、法の問題、手続論の問題ではないかという抵抗がいつもあります。でも、それは仕方のないこともあります。つまり、新たな科学技術の発展の段階に来たので、私たちのこれまで身についていた倫理がその事態に当惑しているのです。だから、私たちは一生懸命頭をクリアにして何が問題なのか考えて、今とにかく過ちが起こらないようにするにはどうしたらいいか、手続の公正さということで議論せざるを得ない、これが私たちの現状だと思います。

ただ、一点だけ危惧しますのは、生命倫理の問題が生命を取扱うときの手続の問題の正しさに還元されることによって、倫理の問題が消去されることです。つまり、私たちが決める生命の手続論の合意をめぐって、じゃ以後それにならなければいいのだということで、生命倫理の問題が適法性の問題になってしまって、モラリティーの問題としては消えてしまうということが一番危惧されると思います。だから、この専門調査会で私たちが考えなければならないことは、手続の問題よりもう少し広い倫理という問題まで含んでいますので、それは答えが出ないかもしれないけれども、いつも倫理の問題があるということを背景に置いた議論をする必要があると思います。だから、時には今直ちに答えが出ないような問題あるいは意見を伺うということも必要だと思います。

(井村会長)ありがとうございました。ほかにありますか。どうぞ。

(石井委員)政策の問題で、厚労省の方でも確かに検討はしていますが、その検討のあり方に問題があると思います。それとは別に、厚労省では非配偶者間の生殖補助医療のことしか取り扱っていません。生命操作にかかわるようなこと、例えば、卵子の若返りや、精子をネズミの中で育てるとか、そういう問題が現実には起きていますが、そういう問題についてはあそこで必ずしも議論されていません。そういうことも視野に入れた生殖補助医療のあり方もここで議論していただければありがたいと思います。

(井村会長)わかりました。難しい課題が次々とふえてまいりまして非常に頭が痛いのですけれども、きょういろいろいただいたご意見を一遍こちらの方で整理いたしまして、論点メモをもう一度改定して出したいと思います。だから、資料4をごらんいただいて、こういうことはぜひ議論すべきだとか、これは議論する必要はないだろうということがありましたら、ぜひご意見を伺いたいというふうに思っています。

きょう予定した議題は以上ですが、最後に事務局から今後の予定を説明してください。

(山崎参事官)次回以降ですが、4月26日と5月24日、いずれも13時30分から16時30分に予定しています。場所につきましてはこの会議室を予定しています。

(井村会長)それでは、本日は大変長時間どうもありがとうございました。これで専門調査会を終わります。